



2022年8月19日

各 位

会社名 株式会社ニイタカ
代表者名 代表取締役社長 奥山吉昭
(コード番号 4465 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員管理本部長 加藤貴志
TEL : 06-6391-3266

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年9月22日開催予定の第60回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。
- (2) 経営体制の柔軟かつ機動的な対応を可能とし、取締役会による監督と業務執行の分離をより進めていく体制を整えるため、現行定款第23条を変更するとともに、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長をあらかじめ取締役会で定めた取締役とするため現行定款第15条及び第25条を変更し、また、あわせて第39条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長が招集し、その議長となる。	第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、 <u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u> が招集し、その議長となる。

現行定款	変更案
<p>② <u>代表取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第22条 (条文省略)</p> <p><u>(代表取締役)</u></p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定し、うち1名を代表取締役社長とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>② <u>前項の取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第22条 (現行どおり)</p> <p><u>(代表取締役及び取締役会長)</u></p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会はその決議により取締役会長1名を置くことができる。</u></p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 25 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</p> <p>第 26 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 当社の会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役社長</u>が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 40 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 25 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>前項の取締役に</u>事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</p> <p>第 26 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 当社の会計監査人の報酬等は、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役</u>が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 40 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 <u>2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>② <u>本附則第 2 条は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2022 年 9 月 22 日
定款変更の効力発生日 (予定)	2022 年 9 月 22 日

以 上